

諮問（１）建築基準法第５１条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

和光都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
(建築基準法第51条ただし書による許可)

敷地の位置	敷地面積	摘 要
埼玉県和光市新倉 七丁目6番6	1,853.46m ²	一般廃棄物処理施設 (工業専用地域)
概 要		
◆ 一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築 1 建築物の棟数 1棟 2 処理施設の概要 <ごみ処理施設(圧縮梱包施設)> ア 廃棄物の種類 プラスチック類 イ 処理能力 圧縮梱包 108t／日 ※5t／日以上が建築基準法第51条ただし書許可の対象施設		

建築基準法第51条の制度概要

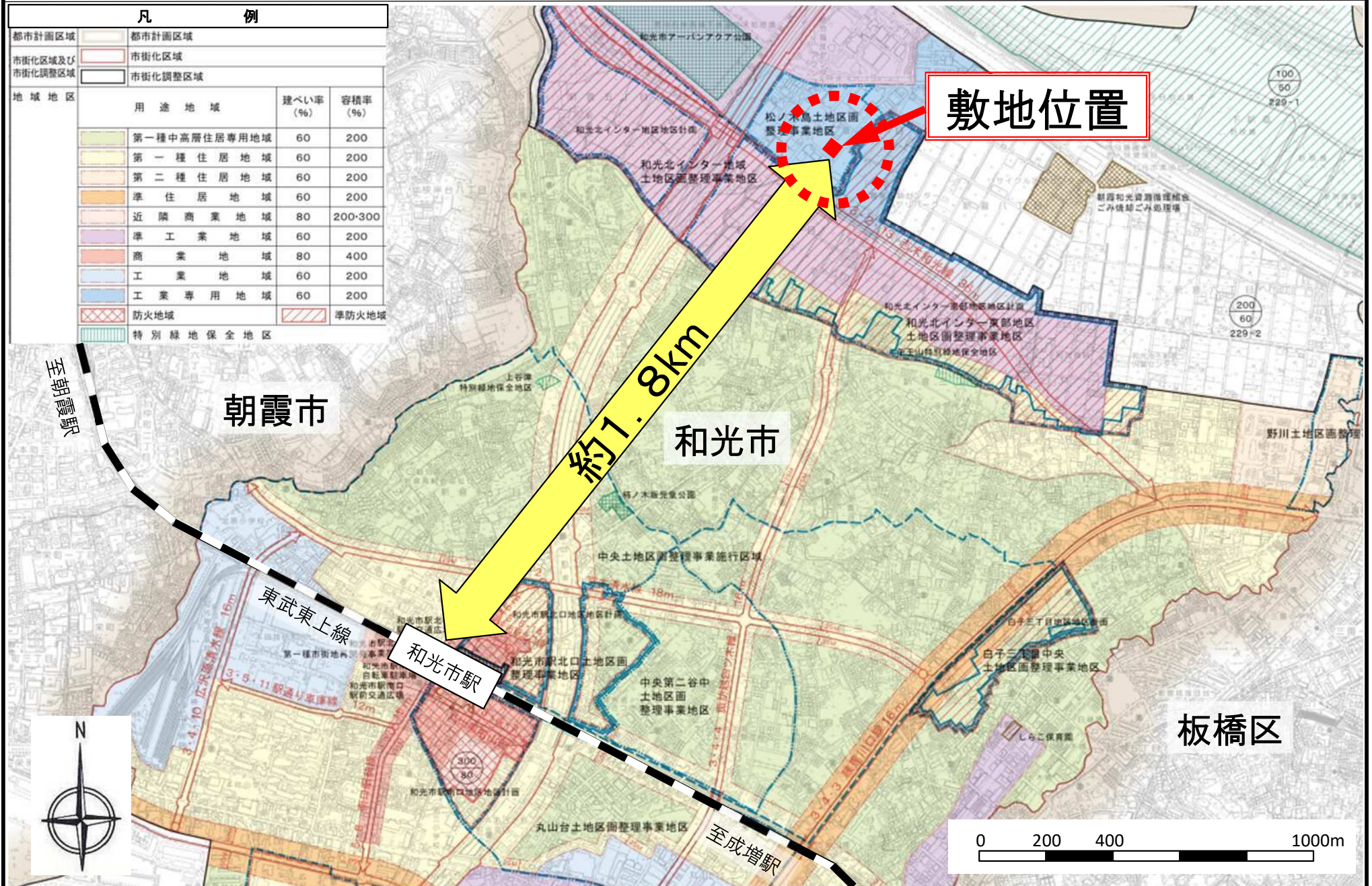
- **一般廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**
- **ただし、特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。**

※「特定行政庁」とは

- 12市(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、狭山市、新座市、久喜市)の区域 →各市長
- 上記12市以外の市町村の区域 →埼玉県知事

位置図

凡 例			
都市計画区域	都市計画区域		
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域		
	市街化調整区域		
地 域 地 区	用 途 地 域	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200・300
	準工業地域	60	200
	商業地域	80	400
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200
	防火地域		
	特別緑地保全地区		
	準防火地域		



位置図



搬出入ルート



松ノ木島土地整理事業地区

敷地位置

市道1002号線

市道1005号線

市道1001号線

県道和光インター線

凡 例			
都市計画区域	都市計画区域		
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域		
	市街化調整区域		
地域地区	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200-300
	準工業地域	60	200
	商業地域	80	400
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200
	防火地域		準防火地域
	特別緑地保全地区		

施設配置図

